

全自病協第 693 号
令和 8 年 3 月 27 日

会員病院長 各位

公益社団法人全国自治体病院協議会
会長 望月 泉
(公印省略)

令和 8 年度診療報酬改定により新設された加算等に係る
自治体病院の対応について (情報提供)

平素は当協議会の事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年度診療報酬改定において、「外科医療確保特別加算」及び「地域医療体制確保加算 2」が新設・追加されたことに伴い、自治体病院に勤務する地方公務員医師に係る手当の取扱いについて、当協議会から総務省に照会を行ったところ、別添のとおり回答がありましたので、情報提供いたします。

以上

総行給第 21 号
令和8年3月 26 日

公益社団法人全国自治体病院協議会
会長 望月 泉 殿

総務省自治行政局公務員部長
(公 印 省 略)

令和8年3月 13 日付け全自病協第 677 号による照会がありました件について、下記のとおり回答します。

記

1. 問1について

お見込みのとおり。

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない場合に支給されるものである。精神的緊張、心労、特別の時間的負担、作業の質的困難性などの著しい勤務も、「著しく特殊な勤務」として措置の対象とすべき場合があるとされており、対象手術はこれに該当するものとする。

また、支給額は、従事する作業又は業務の特殊性の度合いに応じて定められるべきものである。

ただし、個別具体の医療業務が上記要件に該当するか、また、支給額が妥当かどうかについては、条例を定めることとなる地方公共団体において適切にご判断いただき、必要に応じて説明責任を果たしていただきたい。

2. 問2について

初任給調整手当について、診療科によって医師への支給額を変えることは可能と考える。ただし、以下の点にご留意いただきたい。

初任給調整手当は、民間企業その他世間一般の初任給との差に原因する採用困難等の事情を緩和し、必要な人材を公務に確保することを主たるねらいとする手当であり、採用による欠員の補充が困難であると認められる職の職員に支給されるものである。

特定診療科の医師に対し、他の診療科の医師とも異なる額の初任給調整手当を支給する場合には、人材確保の困難性など手当の趣旨に合致した事情があることを、条例を定めることとなる地方公共団体において適切にご判断いただき、必要に応じて説明責任を果たしていただきたい。

なお、初任給調整手当ではなく、特定診療科の医師について、勤務条件が同じ職務の級に属する他の職（例えば、特定診療科以外の医師）に比して著しく特殊な職であるのであれば、給料の調整額をもって対応することも考えられる。

以 上

全自病協第677号
令和8年3月13日

総務省自治行政局公務員部長 殿

公益社団法人全国自治体病院協議会
会長 望月 泉

令和8年度診療報酬改定により新設された加算等に係る自治体病院の 対応について(照会)

平素より当協議会の活動に対しご理解・ご協力を賜りますことに感謝申し上げます。

さて、令和8年度診療報酬改定においては外科医師の減少等に対応するため、診療科偏在による医師数の減少が課題となっている診療科の医師の勤務環境・処遇の改善を図りつつ、高度な医療を提供する医療機関等へ「外科医療確保特別加算」が新設されました。

また、特定地域医療提供機関及び連携型特定地域医療提供機関においては、医師の働き方改革を更に推進しつつ、勤務環境・処遇改善等により医師の診療科偏在を解消して医療提供体制を確保する観点から地域医療体制確保加算の要件が見直され「地域医療体制確保加算2」が追加されました。

これら診療報酬の加算への対応は、該当する地方公務員である医師にとっては必要なものであるため、統一した見解が求められるところです。

つきましては 下記の間について回答願います。

記

- 問1 外科医療確保特別加算を届け出るための要件にある「対象診療科の医師が対象手術の件数に応じ、所定点数の加算による額の100分の30以上に相当する額を総額とする手当」には、特殊勤務手当が該当すると考えているが、見解はいかがか。
- 問2 地域医療体制確保加算2を届け出るための要件にある「特定診療科の医師のみを対象として毎月決まって支給されるもの(手当)」について、(第1種)初任給調整手当が該当しないかと考えているが、初任給調整手当は、診療科によって医師への支給額を変えらるといったことはできるか。

以上